

はじめに

情報メディアセンター所長 伊藤 博文

情報メディアセンター紀要COMの第37号をお届けします。寄稿していただいた方々にお礼を申し上げますと共に、より多くの方にご覧いただけますようお願い申し上げます。

2012年4月からは、名古屋校舎が名古屋駅ささしまライブ24地区に移るため、今年度末には引越をすることとなります。名古屋情報メディアセンターも、1988年の名古屋キャンパス(三好町)開校から続いた名古屋校舎(みよし市)を離れることとなります。本号では、名古屋校舎(みよし市)への惜別の念をこめて、名古屋情報メディアセンターにゆかりのある方々から多くの寄稿をいただき、発刊することができました。こうして今、思うことは、この24年間の歴史の中でいろいろな方々の支援をいただき、ここまで来ているのだという感謝の念です。新校舎への移転後も変わらぬご支援を名古屋情報メディアセンターにいただけますよう、重ねてお願いいたします。

20数年間の変化ということですと、インターネットを始めとした情報環境の変化にも大きなものがあります。とくにインターネットの社会的普及には目覚ましいものがあります。これまでインターネットの黎明期からこの変化を見てきた人達も、驚きを持って現状を見ているのではないのでしょうか。私自身もそう感じています。こうしたインターネットがもたらすネットワーク社会の到来は、さまざまな問題を私たちに投げかけてきています。インターネットおよびネットワーク社会を研究対象としている研究者は、理科系の人ばかりではなく、今は、文科系の研究者もかなり増えてきました。ネットワーク・コミュニケーション論という情報学・社会学という視点からの視点、そして法や経済といった視点からの研究が求められています。

そこで、今ネットワーク社会で問題になっているのは、情報へのアクセス権です。インターネットがもたらした情報通信革命は、光の部分だけでなく陰の部分もあります。光の部分として、われわれの社会にもたらした利点は枚挙にいとまがないでしょうが、陰の部分としては、サイバー犯罪、クラッキング、ネットを利用した違法で悪質な電子商取引、著作権侵害を代表とする知的財産権保護の問題、個人情報流出といった情報セキュリティの問題、ネット上の名誉毀損とさまざまです。

そこでここでは、情報へのアクセス権問題、特にデジタル・ディバイドの問題について述べてみたいと思います。

今から20年前、アメリカ憲法学界の重鎮であるHarvard Law SchoolのLaurence H. Tribe教授は、The Constitution in Cyberspace: Law and Liberty Beyond the Electronic Frontier^{**}と題する基調演説を行い、その中でサイバー空間における憲法として、5つの原理を掲げました。その第4原理では「憲法は、科学技術の進歩では誤っていると立証できない人間性の規範的概念に根ざす。」としています。Tribe教授の考えの基底にあるのは、ネットワーク社会の基礎を形作るものは「技術」ではなく、やはりその社会を構成している「人」が基本となるというものではないかと、私は推測しています。だから、ネットワーク社会という新世界でも、人間社会である以上、憲法原理は生き続けるという帰結になるのではないのでしょうか。この「技術」と「人間」がどのような関係に立つのかは古くから議論され続けてきた課題ですが、ネットワーク社会という場では、どのような関係を築くべきかは今後の検討される問題でしょう。20年前に、この点を予見していた先見性に敬意を表すると共に、Tribe教授の考え方の現代的意義を再検討する必要があるようです。

そこで、デジタル・ディバイドの問題です。デジタル・ディバイドは、大学内でも起き得る問題と考えるべきなのです。最高学府としての大学で学ぶ者たちにとっても、デジタル・ディバイドの問題は決して人ごとではありません。とかくデジタル・ディバイドというと、先進国 v. 発展途上国、富める者 v. 貧困者、若者 v. 老人といった対立軸で語られる事が多いのですが、情報技術の進歩が激しい今日、それが大学内でも起き得るのです。同じ大学生でありながら、その情報リテラシー力の差には大きいものがあります。一例を挙げれば、検索能力です。今大学で学ぶ世代にGoogleをはじめとする検索エンジンの利用方法は、なじみの深いスキルであり、成長過程において既に身に付けてきた技術でしょう。でも、その検索エンジンを使った検索でも、かなり高度な検索手法を使いこなすことで、同じインターネット上の情報コンテンツからでも、ずっと有用な情報を引き出すことができるのです。こうした技術を身につけることは、次の時代を担う人達の情報リテラシーとして不可欠です。検索技術は日進月歩で進化していますから、これを知っているのと知らないのでは、その情報格差幅は相当なものになります。これは大学教育においても憂慮すべき問題と考えられます。

また一方で、最近のネットワーク上の法規制の動きを見ていると憂うものが多くあります。既得権益者保護のため著作権保護の名の下に違法コンテンツのダウンロードを違法化し、ウイルス作成罪制定によりネットワーク社会の管理強化を強める動きは、座視していてよいものでしょうか。こうした規制がネットワーク社会の自由度を奪い、自由なアクセス権をも阻害することはないのでしょうか。これが、新たなデジタル・ディバイドを生み出しているとは言えないでしょうか。

行き過ぎた法規制にバランスを回復させ中立にしてくれるものが憲法であるならば、今まさに、われわれはネットワーク社会つまりサイバー社会の揺るぎない理念となる憲法を求める必要があるのかも知れません。そこに求められるものは、Tribe教授の主唱される伝統的な人間社会に必要な基本的人権なのかもしれません。ネットワークに自由にアクセスする権利を、ネットワーク社会の基本的人権として、声高に唱えることが今大学教育にも求められていると思います。

このような環境の下で大学教育においては、常に最新の情報環境を提供し、そこから情報に自由にアクセスできる権利を保障することが必要不可欠になります。その役割を担うのが情報メディアセンターであり、これは名古屋新キャンパスに移転後も担うべき課題であると認識していくべき事と考えています。

*<http://www.law.harvard.edu/faculty/directory/index.html?id=74&show=bibliography>